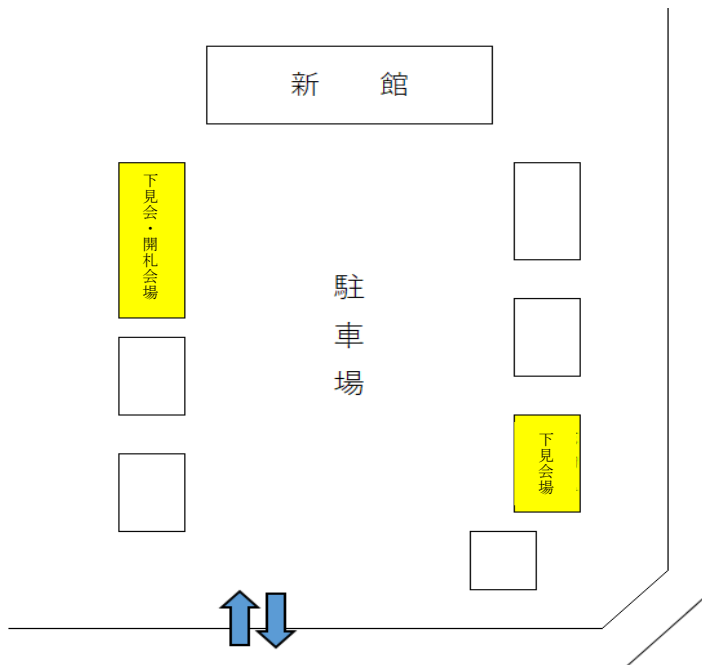


関東信越国税局公売

(期 日 入 札)

公売の日時及び場所等

1 公 売 公 告	第 1 9 号
2 下見会、開札及び 売却決定の場所	栃木県芳賀郡益子町大字益子 7 0 6 - 2
3 下見会の時間	令和 8 年 1 0 月 6 日 (火) 9 時 3 0 分 ~ 1 0 時 4 5 分
4 入 札 時 間	令和 8 年 1 0 月 6 日 (火) 1 0 時 3 0 分 ~ 1 1 時 0 0 分
5 開 札 時 間	令和 8 年 1 0 月 6 日 (火) 1 1 時 0 1 分
6 売却決定の時間	令和 8 年 1 0 月 6 日 (火) 1 1 時 1 5 分
7 代金納付期限	令和 8 年 1 0 月 6 日 (火) 1 2 時 3 0 分



入札される方へ

- 1 入札の手続などは、「公売のしおり」(期日入札)をご覧ください。
- 2 代理人が入札手続を行う場合には、代理権限を証する委任状をお持ちください。
なお、法人の代表権限を有しない方（従業員など）がその法人のために入札手続を行う場合にも、代理権限を証する委任状が必要です。
- 3 直前に公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒330-9719

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館

関東信越国税局 徴収部 特別整理総括第二課（公売担当）

電話048-600-3111 内線 2592・2593

公売のしおり（期日入札）

1 公売参加資格

原則として、どなたでも公売に参加することができます。ただし、次に該当する者は、法令の規定により買受人になることや公売への参加が制限されます。

（1）買受人の制限

滞納者や税務職員等は、公売に参加することができません。

（2）公売実施の適正化のための措置

公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売への参加を制限される場合があります。

2 入札

（1）公売財産は「売却区分番号」で整理していますので、「入札書」は売却区分番号ごとに作成してください。

（2）「入札書」には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては商業登記上の所在地・名称を記載してください。

なお、「入札書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じた場合は、新たな「入札書」を使用してください。

（3）一度提出した「入札書」は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

（4）同一人が同一の売却区分番号の公売財産に対して2枚以上の「入札書」を提出した場合には、その「入札書」はいずれも無効なものとなります。

（5）共同して入札する場合は、専用の「共同入札書」及び「共同入札代表者の届出書」がありますので、申し出てください。

また、入札に先立って「共同入札代表者の届出書」を提出してください。

（6）代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する「委任状」を提出してください。

3 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

4 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者に対して行います。

5 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

- (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その後2年間は公売への参加を制限します。

6 再度入札

再度入札は、入札者がいないとき又は入札者があったがその入札価額が見積価額に達しなかったときに行うことがあります。再度入札を実施する場合は、その旨を告げて直ちに行います。

7 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

8 買受代金の納付

買受人は売却決定を受けた後、公売公告に記載された代金納付期限までに、買受代金の全額を現金又は小切手（銀行、信用金庫若しくは郵便局振出しのもの、又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの）で国税局に納付してください。

具体的な手続等は、公売終了後に説明します。

9 権利取得の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。

なお、買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

10 公売財産の引渡し

買受代金の納付と引き換えに、現況有姿で引き渡します。

国税局による公売財産の搬送等を行いません。

11 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- (1) 買受代金の納付前に、滞納国税の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第 108 条第 2 項の規定が適用されたとき（公売実施の適正化のための措置。例えば、公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかった者又は故意に公売財産を損傷した者により入札等が行われた場合）